

不要品リユース活動の促進に関する協定の締結について

1 協定締結の背景

資源の循環と環境負荷の軽減を図ることを目的として、粗大ごみのリユースプラットフォームを運営する株式会社マーケットエンタープライズ及び株式会社ジモティー（以下「事業者」と言う。）と不要品リユース活動の促進に関する協定を締結しました。

2 協定締結日

令和8年2月27日（金）

3 協定締結後の具体的な内容

狛江市が運営する以下の媒体において、事業者が運営するサイト（「おいくら」及び「ジモティー」）のリンク先等を掲載することにより、不要品を売却・譲渡できる機会を紹介し、市民のリユース活動を促進します。

- (1) 狛江市のホームページ（公開日2月27日）
- (2) 狛江市ごみ分別アプリ（公開日2月27日）
- (3) こま eco 通信
- (4) 広報こまえ（3月1日号）
- (5) X・Facebook（投稿日3月2日）

4 特記事項

協定締結日において、事業者と市の双方でプレスリリースを実施しました。

狛江市と株式会社マーケットエンタープライズとの連携と協力に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社マーケットエンタープライズ（以下「乙」という。）は、以下の通り連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲及び乙の緊密な連携協力により、それぞれの資源や機能等を活用し、狛江市内のリユース活動を促進することで、住民サービスの向上、廃棄処理量の削減、循環型社会の形成及びSDGs（持続可能な開発目標）の達成に資することを目的とする。

第2条（連携協力事項）

甲及び乙は、前条に定める目的のため、以下各号の取り組みについて連携協力するものとする。

- （1）リユース活動の促進を通じた循環型社会の形成に関すること。
- （2）循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた啓発に関すること。
- （3）循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた協働推進に関すること。
- （4）その他、甲及び乙で合意した本協定の目的に資する事業に関すること。

第3条（協定の変更）

甲又は乙のいずれかから、本協定の内容に関して変更の申し出があったときは、甲及び乙にて協議するものとし、甲乙双方の書面による合意をもって本協定の内容を変更するものとする。

第4条（実績報告等）

乙は、住民が乙サービスを利用した実績を甲に報告する。報告の詳細（方法・時期を含む。）については、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第5条（責務）

乙の事業を利用した住民の間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は、一切の責任を負わないものとする。

第6条（期間）

本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から本協定の終了について相手方に対し申し出がなされなければ、同一条件で1年間更新するものとし、以後も同様とする。

第7条 (個人情報)

乙は、本協定の取り組みを実施する上で知得した住民の個人情報について、以下各号を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損及び改ざんを防止すること。
- (2) 乙サービス上で住民に役務を提供する者に対し、当該役務を遂行する過程で知得した個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を遵守させること。
- (3) 本条に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告すること。

第8条 (協議)

本協定に定めのない事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

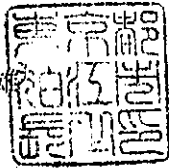
以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者間で記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和8年2月27日

甲：東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長 松原 俊雄



乙：東京都中央区銀座1-10-6 銀座ファーストビル2階

株式会社マーケットエンタープライズ

代表取締役社長 小林 泰



狛江市と株式会社ジモティーとの リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社ジモティー（以下「乙」という。）は、リユース活動の促進に向け、以下のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携と協力により、それぞれの資源や機能等の活用を図り、狛江市内のリユース活動を促進し、住民サービスの向上及び環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力をする。

- （1） リユース活動を促進するための企画立案に関すること。
- （2） リユース活動を促進するための広報啓発に関すること。
- （3） その他リユース活動の促進に関して、甲及び乙で合意した事項に関すること。

（協議及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的達成に向けた連絡事項に関する協議及び報告を行う。

2 報告の詳細（方法・時期を含む。）については、甲乙が協議の上決定する。

（責務）

第4条 乙の事業を利用した利用者間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のもと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力にあたり、知り得た当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

(本協定の変更)

第6条 甲又は乙から、本協定の内容について変更の申し出があった場合、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(本協定の有効期間及び更新)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。但し、本協定書の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は1年間延長されるものとし、以降同様とする。

2 甲又は乙は、前項の定めに関わらず、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を解除することができる。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年2月27日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市

狛江市長 松原俊



乙 東京都品川区西五反田一丁目2番10号
株式会社ジモティー

代表取締役社長 加藤 貴

